

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程 —社会福祉法人たいま山秀峰会—

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人たいま山秀峰会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬額は、年間200万円以内とする。

- 2 理事長の報酬は、法人職務を遂行するため出勤した場合に支給される。また、年俸制とし、年俸総額の12分の1を各月に支払うものとする。年俸額は前年度の実績をもとに算出し、理事会の承認を経て決定される。年俸の支給限度額は、出勤日数が月間10日以上かつ年間150日以上に達した場合、180万円とする。出勤日数がこれに満たない場合は、次年度の報酬決定時に1万5千円に不足出勤日数を乗じた額を目安に減額する。
- 3 この法人の監事に対する報酬は、別表1の「監事の報酬」欄に定める額とする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別表2の「非常勤理事の報酬」欄に定める額とする。
- 5 個々の評議員の報酬は、別表3の「評議員の報酬」欄に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

4 役員等が理事会及び評議員会・監査会、その他本会が招集した会議・研修等に出席した時は、費用の実費を弁償する。

なお、自家用車による場合は、2キロメートル以上を対象とし1キロあたり50円を乗じた金額を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土、日及び祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員、監事及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年12月24日（評議員会の議決日）に決議し、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月16日（評議員会の議決日）に決議し、平成31年4月1日から施行する。